東海旅客鉄道株式会社 関西支社 大阪第二運輸所 所 長 辻村 厚殿

> J R 東 海 労 働 組 合 新幹線関西地本大阪第二運輸所分会 分 会 長 高 原 弘 幸

抗 議 文

2007 年 11 月 1 日、大阪第二運輸所の多数の管理者(大二運管理者 16 名、関西支社 2 名)は、私たちが大阪第二運輸所仮庁舎内で行ったビラ配布行動を妨害した。この行為は私たちの正当な組合活動への妨害でありここに断固抗議するものである。

私たちの組合活動は、日本国憲法において勤労者・労働者が使用者と対等の立場に立って労働者の権利を守るために団結する権利を団結権として保障された正当なビラ配布であり、労働協約第5条にも謳われている。

当日、会社は「施設内でのビラ配布は認めない」「許可をしていない組合活動は認めない」として妨害したが、私たちの自由な組合活動は会社の「許可」など全く必要としないのである。

よって、私たちの組合活動を妨害する会社には権利も根拠もまったくないのであり、この妨害行為は明らかに労働組合法第7条(不当労働行為)に違反する行為である。

また会社は、「警告書」なるものを地本事務所に送付し、ビラ配布が就業規則違反であるともしている。これまで労働委員会ではビラ配布に対する妨害は不当労働行為であると判断されている中で、このような労働委員会を軽視する行為は社会的にも問題視されるべきである。

それでも会社の就業規則は日本国憲法よりも優先すると言うのであろうか。断じて否である。

昨日より大二運の職場ではビラ配布を行なった組合員に対し会社は、就業規則違反として事情聴取を行うと通告している。組合員個人の時間に行なった組合活動に対して会社が事情を聞くなど言語道断である。しかも、勤務が終了している時間外を指定し、拒否した組合員に業務指示違反を通告している。冗談も休み休みに言えである。

会社の命令には何でも従うだろうと、社員を「命令と服従」の異常な社員管理で 屈服させようとするその傲慢な姿勢を今一度改めるがよい。

私たちは、加藤さんに対する不当懲戒解雇に断固抗議し、組合活動の妨害行為を 許さないことをここに明らかにしこれら会社の一連の行為に対して厳重に抗議する ものである。